

別表1-1 事業別充電設備と設置基数の目安

事業	急速充電設備	普通充電設備	V2H充電設備	充電用コンセント	充電用コンセントスタンド
1. 高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業	高速 1基 道の駅 1基 空白地域 1基 注1	道の駅 2基 空白地域 2基 注2	道の駅 2基 空白地域 2基 注3	道の駅 2基 空白地域 2基	道の駅 2基 空白地域 2基
2. 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業	1基 注4	駐車場収容台数による 注5	同左	同左 注6	同左
3. マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業	1基 注4	マンション等に付属する 駐車場及び事務所・工場等の当該駐車場収容台数による 注7	同左	同左 注8	同左

注1 高速道路SA・PA及び道の駅等に設置する場合は、原則、急速充電設備の設置を対象とする。また、急速充電設備を選択した場合は、それ以外の充電設備を選択できない。

注2 高速道路SA・PA及び道の駅等に設置する場合で、普通充電設備を選択した場合は、それ以外の充電設備を選択できない。

注3 高速道路SA・PA及び道の駅等に設置する場合で、V2H充電設備を選択した場合は、それ以外の充電設備を選択できない。

注4 2. 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業、3. マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業において、急速充電設備を選択した場合は、それ以外の充電設備を選択できない。

注5 2. 商業施設及び宿泊施設等への、設置できる普通充電設備、V2H充電設備、充電用コンセントスタンド、充電用コンセントの数の目安は駐車場収容台数の規模別に以下の通りである。ただし、混合設置の場合は合算値とする。

1～333台：1基、334～555台：2基、556～777台：3基、778～999台：4基、1,000～1,222台：5基、1,223～1,444台：6基、1,445～1,666台：7基、1,667～1,888台：8基、1,889～2,111台：9基、2,112～2,333台：10基、2,334台以上の駐車場への設置基数の目安は、採択委員会で別途審議の上、決定する。

注6 機械式駐車場に設置する場合にも当該機種を認めるが、目安の基数は注5に準ずる。

注7 マンション等に付属する駐車場及び事務所・工場等における従業員駐車場又は社有車駐車場は、収容台数の1.5%以内、または10基のいずれか低い方とする。

注8 機械式駐車場に設置する場合にも当該機種を認めるが、目安の基数は注7に準ずる。